

横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱

制 定 昭和 53 年 4 月 1 日

最近改正 令和 8 年 6 月 22 日 健高施第 976 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、特別養護老人ホーム等の整備に対して、予算の範囲内で特別養護老人ホーム等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、整備を促進し、もって高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模の特別養護老人ホーム 定員が 30 人以上の特別養護老人ホームをいう。
- (2) 小規模の特別養護老人ホーム 定員が 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。
- (3) 創設 新たに施設を整備することをいう。
- (4) 増築 既存施設の定員を増加するための整備を行うことをいう。
- (5) 改築 既存施設の定員を増加させずに建て替え（一部建て替えを含む）を行うことをいう。
- (6) 改修 既存の非個室、ユニット型の施設を個室・ユニット型（準個室・ユニット型を含む。）に転換するため、居室環境等の改築整備を行うことをいう。
- (7) 大規模修繕 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 30 日社援施 171 号）の「1 対象事業」の区分欄に掲げられているものをいう。
- (8) 転換 既存施設のサービス種別を次条第 1 項第 7 号に定めるものへと変更することをいう。

(補助事業者等の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、老人福祉法第 15 条及び介護保険法第 107 条の規定により設置する老人福祉施設等のうち、次の各号に定める施設を整備する社会福祉法人及び医療法人等（将来、法人設立見込みのあるものを含む。）とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム併設老人ショートステイ用居室
- (3) 特別養護老人ホーム併設デイサービス
- (4) 老人短期入所施設
- (5) 老人デイサービスセンター
- (6) 軽費老人ホーム
- (7) 介護医療院

(補助対象経費)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、施設の創設、増築、改築、改修、転換、解体撤去、大規模修繕、災害復旧にかかる工事費とする。ただし、次の各号に掲

げる経費は補助対象外とする。なお、第2条第2項第8号に定める転換については第8号及び第9号に定める経費を補助対象とすることができる。

- (1) 用地購入費
- (2) 宅地造成工事費（残土搬出を含む）
- (3) 2メートル以上の擁壁工事
- (4) 敷地外設備工事
- (5) 道路整備工事
- (6) 設計費、地質調査費、土地測量費
- (7) 監理委託費
- (8) 初度調弁（備品）費（工事とは別に契約する備品等購入にかかる経費）
- (9) 工事備品費（本体工事として納入される備品にかかる経費）
- (10) その他施設整備として認められない費用
（補助金の額）

第5条 この要綱における補助金の額は別表に定める額とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請は、特別養護老人ホーム等整備費補助金交付申請書（第1号様式、以下「交付申請書」という。）により行わなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者が、提出した交付申請書の内容を変更する場合は、特別養護老人ホーム等整備費補助金変更交付申請書（第2号様式、以下「変更交付申請書」という。）により行わなければならない。

4 補助金規則第5条第2項第1号、第3号及び第4号に定める、交付申請書又は変更交付申請書の添付書類は、事業計画書（第1号様式の2）を用いなければならない。

5 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

6 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める交付申請書への添付書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 建物の図面（配置図・平面図・立面図）
- (2) 各室面積表

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、特別養護老人ホーム等整備費補助金交付決定通知書（第3号様式、以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

2 第6条第3項の規定に基づき変更交付申請が提出された場合の変更交付決定通知は、特別養護老人ホーム等整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式、以下「変更決定通知書」という。）により行うものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書又は変更決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告）

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 特別養護老人ホーム等整備費補助金実績報告書（第5号様式及び第5号様式の2、以下「実績報告書」という。）
- (2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 特別養護老人ホーム等整備費補助金実績報告書（第5号様式の2）

2 実績報告書には、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事内訳書
- (3) 工事完了又は部分完了検査調書
- (4) 建物の図面（配置図・平面図・立面図）
- (5) 各室面積表
- (6) しゅん工又は出来高をを表す写真
- (7) その他補助金規則第14条に定めるもの

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は補助事業等に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、同条第4項の規定により省略できるものとする。

4 前項ただし書きによる場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

5 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付又は記載を省略させることができる書類は、同条第1項第3号の書類とする。

（補助金額の確定通知）

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、特別養護老人ホーム等整備費補助金額確定通知（第6号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第11条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合。
- (2) 補助対象となる工事の円滑な施工を確保するため、補助事業者等が工事費の一部を前払いする場合。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

3 第1項第2号の規定により前金払いする補助金は、当該工事費に係る交付決定額の4割を超えない額とし、請求の際は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保証証書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し

4 前項第1号に規定する保証証書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社が発行する「保証証書（前払保証）」とする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、特別養護老人ホーム等整備費補助金交付請求書（第7号様式）により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に規定する処分制限期間とする。

(関係書類の保存期間)

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、前条に定める財産処分の制限期間に準じる。

(暴力団の排除)

第15条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号。以下「暴排条例」という。)第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助金の交付の申請をした社会福祉法人(将来、社会福祉法人設立見込みのあるものを含む。(以下「申請法人」という。))が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があるとき

3 市長は、第7条第1項の補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人(将来、社会福祉法人設立見込みのあるものを含む。(以下「交付決定法人」という。))が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。

5 前項の確認は、役員等氏名一覧表(第8号様式)により行うものとし、市長は申請法人又は交付決定法人に必要に応じて提出させることができるものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る—仕入控除税額報告書(第9号様式)により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等(又は本社、本所等)で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は平成18年10月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決済処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和 3 年 9 月 30 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和 6 年 8 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和 8 年 6 月 22 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条）

補助金額

工事種別	施設種別	算定方法		単価
創設	特別養護老人ホーム	大規模	一床あたり単価×床数	市長が定めた額
		併設老人ショートステイ用居室		
		小規模	一床あたり単価×床数	市長が定めた額
		併設老人ショートステイ用居室		
	特別養護老人ホーム併設デイサービス			市長が定めた額
	老人短期入所施設			市長が定めた額
	老人デイサービスセンター			市長が定めた額
増築	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
大規模修繕	創設の場合に同じ			市長が定めた額
	創設の場合に同じ			市長が定めた額
災害復旧	創設の場合に同じ	「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成17年3月24日老発第0324004号）の別紙「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」の「2 被災後の事務処理」に準じる		市長が定めた額

年 月 日

横浜市長

（住所）
（法人名）
（法人代表者名）

特別養護老人ホーム等整備費補助金交付申請書

年度の特別養護老人ホーム等整備費補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助事業等の目的及び内容

3 補助金申請額及びその算出基礎

補助金申請額 _____ 円

算出根拠 出来高 _____ %

4 補助事業等の経費の配分及び使用方法

5 補助事業等の完了予定日

完了予定日 年 月 日

6 前払金に対する補助（第 11 条第 1 項第 2 号）の希望

☐ 希望する ☐ 希望しない

7 添付資料

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の 2）
- (2) 建物の図面（配置図・平面図・立面図）
- (3) 各室面積表
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 役員等氏名一覧表（第 8 号様式）

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

第 1 号様式の 2 （第 6 条第 4 項）

事業計画書

1 事業概要

- (1) 設置主体

法人名
法人代表者名
- (2) 補助対象施設
- (3) 定員

入所 人（※ 現在定員：入所 人）
- (4) 所在地

横浜市
- (5) 事業目的
- (6) 本体工事契約年月日

年 月 日
- (7) 着工年月日

年 月 日
- (8) 竣工年月日

年 月 日
- (9) 開所年月日

年 月 日

2 施設の規模及び構造

- (1) 敷地面積

m²
- (2) 敷地所有関係

所有 ・ 借地
- (3) 区域区分

市街化区域 ・ 市街化調整区域
- (4) 用途地域
- (5) 容積率
- (6) 建ぺい率
- (7) 建築面積

m²
- (8) 延べ床面積

m²
- (9) 建物構造

造 階建て

3 事業費

事業費		財源内訳	
補助対象事業費	円	横浜市補助金	円
	円	借入金	円
	円		円
補助対象外事業費	円		円
	円		円
	円		円
	円	自己資金	円
	円		円
合計	円	合計	円

（事業費・財源内訳については、適宜、項目を追加して記載する）
（事業費は当該年度事業費を記載する）

4 自己資金内訳

負担者	負担額	負担方法	備考
	円		
	円		
合計	円		

年 月 日

横浜市長

（住所）

（法人名）

（法人代表者名）

特別養護老人ホーム等整備費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により、 年度の特別養護老人ホーム等整備費補助金の交付決定を受けたところですが、次のとおり変更して交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 施設名

2 変更の理由

3 補助事業等の目的及び内容

4 補助金申請額及びその算出基礎

補助金申請額 _____ 円

算出根拠 出来高 _____ %

5 補助事業等の経費の配分及び使用方法

6 補助事業等の完了予定日

完了予定日 年 月 日

7 前払金に対する補助（第 11 条第 1 項第 2 号）の希望

☐ 希望する ☐ 希望しない

8 添付資料

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の 2）
- (2) 建物の図面（配置図・平面図・立面図）
- (3) 各室面積表

（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

特別養護老人ホーム等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度特別養護老人ホーム等整備費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

- (1) 補助対象施設名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 交付金額及び出来高

	円
出来高	%

- (4) 交付の時期及び方法

2 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 横浜市補助金等の交付に関する規則第 24 条の規定に違反したとき。
 - オ 横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に該当するとき。
 - カ その他法令、条例、横浜市補助金等の交付に関する規則又は横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

- (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けること。

担当 健康福祉局高齢施設課
担当
電話 045 (671) 4119
FAX 045 (641) 6408

第 号
年 月 日

（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

特別養護老人ホーム等整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日に変更申請のありました 年度特別養護老人ホーム等整備費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

- (1) 補助対象施設名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 交付金額及び出来高

	円
出来高	%

- (4) 交付の時期及び方法

2 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 横浜市補助金等の交付に関する規則第 24 条の規定に違反したとき。
 - オ 横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に該当するとき。
 - カ その他法令、条例、横浜市補助金等の交付に関する規則又は横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

裏面あり

- (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けること。

担当 健康福祉局高齢施設課
担当
電話 045 (671) 4119
FAX 045 (641) 6408

年 月 日

横浜市長

（住所）
（法人名）
（法人代表者名）

特別養護老人ホーム等整備費補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された特別養護老人ホーム等整備費補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 施設名

2 補助事業等の執行実績

- （1） 補助金交付決定額
- （2） 補助金実績額
- （3） 過不足額

3 補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書
第 5 号様式の 2 に記載

4 添付書類

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事内訳書
- （3） 工事完了又は部分完了検査調書
- （4） 建物の図面（配置図・平面図・立面図）
- （5） 各室面積表
- （6） しゅん工または出来高分を表す写真
- （7） その他補助金規則第 14 条に定めるもの

第 5 号様式の 2 （第 9 条第 1 項）

事業実績報告書

1 事業概要

- (1) 設置主体

法人名
法人代表者名
- (2) 補助対象施設
- (3) 定員

入所 人（※ 現在定員：入所 人）
- (4) 所在地
- 横浜市
- (5) 事業目的
- (6) 本体工事契約年月日

年 月 日
- (7) 着工年月日

年 月 日
- (8) 竣工年月日

年 月 日
- (9) 開所年月日

年 月 日

2 施設の規模及び構造

- (1) 敷地面積

m²
- (2) 敷地所有関係

所有 ・ 借地
- (3) 区域区分

市街化区域 ・ 市街化調整区域
- (4) 用途地域
- (5) 容積率
- (6) 建ぺい率
- (7) 建築面積

m²
- (8) 延べ床面積

m²
- (9) 建物構造

造 階建て

3 事業費

事業費		財源内訳	
補助対象事業費	円	横浜市補助金	円
	円	借入金	円
	円		円
補助対象外事業費	円		円
	円		円
	円		円
	円	自己資金	円
	円		円
合計	円	合計	円

（事業費・財源内訳については、適宜、項目を追加して記載する）
（事業費は当該年度事業費を記載する）

4 自己資金内訳

負担者	負担額	負担方法	備考
	円		
	円		
合計	円		

第 号
年 月 日

（法人名）

（法人代表者名）

横浜市長

特別養護老人ホーム等整備費補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出がありました、 年度特別養護老人ホーム等整備費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

施設名 _____
補助金確定額 金 _____ 円

健康福祉局高齢施設課
担当

電 話 045-671-4119

F A X 045-641-6408

特別養護老人ホーム等整備費補助金交付請求書

¥ _____

年 月 日 第 号により確定通知（前金払においては交付決定通知）を受けた補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

横浜市長

施 設 名

法人所在地

法 人 名

代 表 者

_____		銀行	_____	支店
当座・普通	_____	口座番号	_____	
フリガナ		_____		
口座名義		_____		

留意事項

請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

添付書類

- ☐ 特別養護老人ホーム等整備費補助金交付決定通知書（写し）
- ☐ 保証証書の写し（前金払に対する補助の場合）
- ☐ 工事請負契約書の写し（前金払に対する補助の場合）

役 員 等 氏 名 一 覧 表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名
代表者氏名

年 月 日

横浜市長

住所
法人名
代表者名

横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 号により交付決定があった横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額

_____円

2 消費税等の申告の有無

有 ・ 無

3 仕入控除税額の計算方法（※ 2 で無を選択した場合は、以下不要）

一般課税 ・ 簡易課税

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

_____円

5 添付資料

- (1) 消費税等確定申告書（控）の写し
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類